

第 97 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立東灘区文化センターほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東灘区文化センター	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 代表理事 服部 孝司	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
神戸市立灘区文化センター		
神戸市立中央区文化センター		
神戸市立兵庫区文化センター		
神戸市立北区文化センター		
神戸市立北神区文化センター		
神戸市立長田区文化センター		
神戸市立須磨区文化センター		
神戸市立北須磨文化センター		
神戸市立垂水区文化センター		
神戸市立西区文化センター		

理 由

神戸市立東灘区文化センター等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。